3　その他	0.2	3～5	4.4～7.7	1.2	0.6	0.2
合　　計	176	843～891	315～343	7,676～8,129	368～393	155～156

注１：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。
注２：表中で値を範囲で示している分野は、複数の推計方法により推計を行っていることによる。
注３：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。
注４：産業分野のうち、銅回収施設及びパルプ製造施設（漂白工程）は、前回計画では独立して目標を設定していたが、排出量が微量となったため、「⑸その他の施設」に統合した。
注５：「3　その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、今次計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない。）。
備考：「g―TEQ／年」は、ダイオキシン類の年間排出量の単位で、毒性等価係数（ダイオキシン類の中で最も毒性が強い２，３，７，８―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン（２，３，７，８―TeCDD）の毒性を１として他のダイオキシン類の異性体の毒性の強さを換算した係数）を用いてダイオキシン類の各異性体の毒性を足し合わせた値である毒性等量（TEQ）で示す。

なお、平成９年及び15年の排出量並びに過去の計画の削減目標量は毒性等価係数としてWHO―TEF（1998）を、平成22年の排出量及び本計画の削減目標量は可能な範囲でWHO―TEF（2006）を用いた値で表示した。

第２　削減目標量を達成するため事業者が講ずべき措置に関する事項

１　排出基準の遵守等

⑴　大気排出基準及び水質排出基準等の遵守

事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「特別法」という。）第20条に規定するところにより、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあっては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあっては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはならない。

また、特別法第10条の総量規制基準が定められた場合には、これを遵守しなければならない。

⑵　ダイオキシン類による環境の汚染の防止

事業者は、特別法第４条に規定する責務にのっとり、ダイオキシン類の排出につながる事故の発生の防止を含め、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止等に関する施策に協力しなければならない。

なお、上記の事業者が協力しなければならない国の施策には、POPs条約第５条に基づく行動計画の実施、利用可能な最良の技術（BAT）及び環境のための最良の慣行（BEP）の利用の促進等が含まれる。

⑶　事故時の措置

事業者は、特別法第23条に規定するところにより、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、事故時の措置を的確に講じなければならない。

⑷　ダイオキシン類による汚染の状況の測定

事業者は、特別法第28条に規定するところにより、大気基準適用施設から排出される排出ガス及び水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

⑸　公害防止統括者等の選任

事業者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の規定に基づき、ダイオキシン類発生施設について、公害防止統括者及び公害防止管理者を選任しなければならない。選任された者はダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視等の職務を誠実に行わなければならない。

２　事業者によるダイオキシン類の排出量の把握等

事業者は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の規定に基づき、ダイオキシン類が同法第２条第２項に定める第一種指定化学物質であり、人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、排出量等の把握等を行うとともに、同法第３条に基づく指定化学物質等の取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）に留意して、組織体制の整備、作業要領の策定、設備の点検や改善等による排出抑制を図り、こうした取組に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

３　ダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進

事業者は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第11条に規定する責務にのっとり、使い捨て製品の製造・販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化など、製品の開発・製造段階及び流通段階においてダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等（循環基本法第２条第２項に規定する廃棄物等をいう。以下同じ。）の発生を抑制するとともに、循環資源の再使用や再生利用の推進のために必要な措置を講ずるほか、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力するものとする。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、多量排出事業者の処理計画の策定等廃棄物の排出抑制等のために必要な措置を講ずるほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成７年法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）等に基づく措置を講ずることはもとより、更に自主的かつ積極的な努力により、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進を図るものとする。

第３　資源の再生利用の推進その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の減量化を図るため国及び地方公共団体が講ずべき施策に関する事項

１　廃棄物等の減量化のための施策の推進

⑴　循環基本法等に基づく施策の推進

国は、循環基本法第９条に規定する責務にのっとり、同法第15条の規定に基づき循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を策定し、2004年６月の主要国首脳会議によって合意され、開始された３R（発生抑制、再使用、再生利用）イニシアティブを踏まえた廃棄物等の減量化等の一層の推進を図る。

地方公共団体は、循環基本法第10条に規定する責務にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する。